

学位申請論文の審査結果の要旨

京都府立大学学位規程 12 条に基づいて、以下のとおり研究科会議に報告する。(なお、審査論文内容については、「学位申請論文要旨」を参照願いたい。)

[経過]

3名の審査委員（津崎審査委員、中島審査委員、服部審査委員）による審査（平成 26 年 10 月 9 日、11 月 27 日、平成 27 年 1 月 8 日、1 月 29 日）をふまえたうえで、平成 27 年 2 月 19 日（14 時 30 分から 16 時）の公開審査(最終試験)となった。本論文の内容は、公開審査(最終試験)において学位申請者である上鹿渡和宏から説明がなされ、その後、2名の審査委員（中島審査委員、服部審査委員）と 17 名の出席者との質疑応答がなされた。審査委員の論文に対する評価と 2 月 19 日の主な質疑応答の内容は、以下のとおりである。

[評価]

申請者は、児童精神科医として児童相談所および精神保健センターでの実践を積み重ねてきたが、その過程で日本における乳幼児の社会的養護（Social/State Care for Babies and Infants）の在り方、特に乳児院という施設資源の問題およびそこへの乳幼児委託措置の影響に関心を抱き、国連等様々な国際機関によれば乳幼児社会的養護施策の基本原則は家庭養護委託(family placement)と明示されているが、この基本原則と日本における施策・実践の乖離が何故に生じているのか疑念を抱いていた。こうした背景から、本学博士前期課程（1 年間）及び博士後期課程において、欧州においてはそうした基本原則に依拠する施策・実践が展開され、それらに関連した様々な研究成果も積み上げられてきているとの知見をえて、調査研究・実践展開・施策策定（3つの歯車）がうまくかみ合い、協働（＝連動）できているのではないかという仮説に基づき、本論に結実する調査研究に取り組んできた。本論完成にいたるまで、英国を中心に 15 か所以上の研究/実践機関・プロジェクト・大学（研究者）への訪問/聴取調査並びに研修参加を重ね、渉猟した多大な資料文献と証言・聴取結果を分析検討し、欧州における乳幼児社会的養護施策の定着に果たした研究・実践・施策の協働過程を検証することに成功している。さらに、わが国における施策・実践・研究への意味合いにも検討をくわえ、児童精神医学と社会福祉学（児童福祉学）の関連性（relevance）に着目し、この領域における両学問の知見に基づく統合的研究アプローチの新たな展望を切り開く可能性に満ちた成果をあげているといえよう。以下、論文の内容を摘要し、本論のオリジナリティ・価値を記す。

「はじめに」は申請者が欧州の乳幼児社会的養護研究に取り組む背景と経過に関する記述である。1 章では、Birmingham 大学が EU、WHO と連携し取り組んだ乳幼児社会的養護脱施設化を目指す Daphne Programme の研究報告を中心に、M.E.Courtney らや M.J.Colton らによる諸研究を検討し、1990 年代初頭までの欧州におけるこの分野における状況を整理している。1990 年代では各国の施策の差は大きく、家庭養護移行の進展と施設養護残存が併存する現実が乳幼児社会的養護領域において確認されており、今後の方向性としては、「世界銀行報告」・「子どもと施設養護に関するストックホルム宣言」、「要保護児童家庭外養育指針」など国連の様々な施策・実務指導指針で示された脱施設化基本方針を吟味し、それらが実証的調査研究の成果に基づくとともに、子どもの権利擁護推進という観点か

ら要請されていることを明らかにしている。2章では、J.Bowlbyの1951年WHO報告「乳幼児の精神衛生」第2部に焦点を当て、施策・実践に影響を与える報告書の児童精神医学知見に基づく諸勧告を吟味し、当時とそれ以降の乳幼児社会的養護をも含む児童福祉施策・実践に及ぼした影響、およびBowlbyが精神医学的知識の重要性を強調し児童ソーシャルワーカー養成に貢献した事実と併せて、児童精神医学の新たな知見とその後の児童福祉施策・実践の関連性を明らかにしている。3章では、Bowlby以降の社会的養護実証研究の成果の中でも、後の研究に影響を与えた高水準な施設養護の影響に関するB.Tizard、P.Vorriaの研究成果とSt.Petersburg -USA Orphanage Researchを取り上げ、施設養護をめぐる実証的調査研究の成果を吟味するとともに、現在の乳幼児社会的養護の基本原則に最も影響を与えているルーマニア孤児の予後に関する多くの大規模調査研究、特に英米各国チームによる調査研究に詳細な考察を加え、現時点における乳幼児社会的養護研究・実践・施策の最新国際動向の整理、ならびに家庭養護への移行を既に終えつつもその実務水準のさらなる向上をめざす英国での先駆的開発研究（里親支援プログラム・システム評価研究、Oxford大学Rees Centre—Fostering Researchに特化—の研究成果）を整理し、研究・実践・施策が連動する特性を見出している。4章では、調査研究の成果に基づき展開される乳幼児社会的養護の家庭養護への移行施策の具体的諸実践を検討している。Daphne Programmeの10 Step Modelから引き続くLUMOSの取り組み、N.P.Rygaardにより開発され、北欧から各国に拡大・浸透しつつあるネットによる社会的養護技能向上研修を提供するFair Start Programme、家庭養護水準の質的向上を目指すFostering Change Programme、多次元治療里親委託（MTFC Multidimensional Treatment Foster Care）を取り上げ、それぞれ研究・実践・施策の協働展開を検討し、各歯車の連動状況を確認している。5章では、欧州における状況・展開の全体を総括したうえで、日本の社会的養護における研究・実践・施策の連動状況を探るべく、1950年代の厚生省主導「ホスピタリズム研究」と池田由子（児童精神科医）の「乳児院在籍乳幼児長期追跡調査研究」を検討している。両調査研究とも「研究・実践・施策の協働」の萌芽はみられるものの、研究結果が施策・実践に影響をあたえることなく、現在日本の社会的養護状況とはほぼ無関係なままに忘れ去られてきたことを再発見している。さらに、欧州でのこの領域における展開を視野におき、日本の社会的養護に根差す諸問題の解決への展望について言及している。児童精神科医として社会的養護研究に携わる申請者の課題は、子どもに親との生活が継続できる社会的支援の推進と並んで、日本で研究・実践・施策の協働をどのように子どもや家族との関わりの中で実現するか検討しつつ、個別の介入・支援法の新たな構築を通じて、社会的養護に委託される（今後委託される可能性の高い）乳幼児に最善の利益が保障されるようなシステム確立を目指すことと明示している。「おわりに」では、本論で検証した乳幼児社会的養護における研究・実践・施策の協働という視点から、①乳幼児は可能な限り早期に安定した家庭養護への移行が様々な発達の改善につながるという研究成果を根拠とする一致した知見に基づいて、日本でも新たに社会的養護に委託される乳幼児は家庭養護委託を第一義的に実施する、②その際には多職種による里親支援を用意し里親養育の水準を維持するなど、地域内での乳幼児へのケア提供者支援の充実が先行することを前提とする、③すでに施設委託されている乳幼児には家庭養護への移行可能性を常に考え、その実現を模索・準備する、④施設職員の資質・技能と現存する施設ケアシステム自体の水準を向上させる一方で、家庭養護を可能な限り実現していくという選択肢もありうる、と総括し本論を結んでいる。

本論のオリジナリティと主な研究成果および申請者への期待は以下の 7 点としてまとめられる。

- 1 欧州における社会的養護（あるいは児童福祉）施策・実践に対する児童精神医学研究の貢献を、児童精神医学と社会福祉学（＝児童福祉学/児童ソーシャルワーク）の統合的視点から究明することに一定の成果をあげている。
- 2 欧州における孤児救済・社会的養護に影響を与えた主な調査研究は、J.Bowlby の母性的養育剥奪研究を嚆矢として、英チーム（M.Rutter ら）および Harvard 医学部チームによるルーマニア孤児予後研究へと結実していることを見出している。（M.Rutter らの調査研究成果の概要本を申請者は翻訳刊行している）
- 3 欧州の乳幼児社会的養護施策・実践の展開に実証的研究成果が大きく影響していることを見出しながら、調査研究、実践展開、施策策定はそれぞれが単独で進展するのではなく、これら 3 つの歯車が連動することで、子どもにとって最善の利益を保障する社会的養護システムが構築されてきたことをほぼ解明している。
- 4 欧州における乳幼児社会的養護における家庭養護移行・脱施設化の施策・実践の具体例（Daphne Programme, St.Petersburg - USA Orphanage Research, Fair Start Programme, Fostering Change など）の把握・検証を独自の方途—当該事業に従事するソーシャルワーカーを対象とするトレーニング（研修：ロンドン）への参加、日本版フェアスタートの立ち上げとネットへのアップ、フォスタリング・チェンジのマニュアル本の翻訳刊行など—を通じて行い、調査研究・施策策定・実践展開という歯車の連動の分析解明に具体性をもたせている。
- 5 欧州の乳幼児社会的養護施策においては、原則家庭養護移行が進展しつつあるが、今後この原則を貫くとしても、現在施設養護に委託されている（近い将来委託される可能性のある）乳幼児の最善の利益・権利擁護を保障すべく、現行施設養護の改革・改善および施設職員の養育技能開発・研修の進展をも併せて行うべし、との複眼的な施策・実務への展望を提示している。
- 6 欧州における調査研究・施策策定・実践展開の関連性を見出した反射として、児童精神医学会・社会福祉分野において長年忘れ去られていた日本における乳幼児施設委託の予後追跡研究を再発見し、1950 年代以降しばらく欧州の児童精神医学的調査研究と同質の先行研究が存在していたことを再発見している。
- 7 申請者が上記のごとく二つの学問的基盤に立脚し、日本における社会的養護の現代化および研究・施策・実践の連動を前進させ、固有の学際的貢献をなす研究者・オピニオンリーダーとして歩み続けることを期待したい。

[公開審査会の状況]

公開審査では、審査委員と出席者から主に博士論文の内容と主張の有効性を問う、あるいは確認する質問とそれらに対する応答が、以下のようなされた。

まず服部審査委員から、発達心理学からも貴重な研究であると評価できるが、**maternal deprivation** は「母性的養育の喪失」と訳されているのに、一か所「母親剥奪」とあるがなぜか質問された。これに対して、訳書のタイトルに影響された誤記であり訂正するとの回答がなされた。次に、日本の状況に関しては最後に検討されているが、まず冒頭に提示し、欧

州事情へと議論を進める方が論理展開としては良かったのではないかと指摘がなされ、5章における野澤正子氏の「日本では母子関係理論を受けとめる基盤が未形成だった」との見解を引いているが、これをどうとらえているかとの質問があった。これに対しては、当時の日本では「母親（母親代り）と子どもをセットで考える」視点が不十分だったというのが野澤氏の主旨であり、英国の精神科病院には母子ユニットが存在し、乳幼児と母親のつながりを重視する実践が見られるが、当時日本ではその前提となる考えも一般的ではなかったし、現在もそうであろう、との回答がなされた。続いて、野澤氏の評価は1950年代についてであり、60年代に母親の社会進出需要から保育所が必要になったが、「3歳までは母の手で」「母は家庭に戻れ」という日本独特の「母性神話」・「3歳児神話」が登場し、政府はボウルビイ理論に基づきかかる言説を流布・浸透させたのだが、保育学者でもあった野澤氏の「50年代に基盤ができていない」という見解ののちに、神話的スローガンが流布していった状況についてどう考えるか、この場で今答えるのは難しいかもしれないが、との質問があった。これに対しては、確かにこの場で答えるのは難しい問題であり、現段階では当時の状況についての研究途中でもあり、今回の欧州研究を参考に日本における戦後状況を見直していきたい、との回答がなされた。続いて、今後の課題としては、欧州での展開を日本の現状にどう生かしていくかが課題とされているが、何故に戦後の日本で三つの歯車が連動しなかったのかという観点から、どのような研究が不足していたのか、研究自体があったのにそれが施策策定や実践展開に連動しなかった理由は何か、何が連動を困難にしたのか、今回の研究成果を基に今後さらに研究を進めてはどうか、指摘がなされた。これに対しては、以下のような応答がなされた。「実践者側の研究成果（評価）に対する受け止め方の問題もあるのではないかと、ボウルビイは施策の目的や実践対応の具体化に加え、人材養成にも取り組んだので実践展開への効果は当然だが、当時の日本の場合には実証研究の結果を実践改善への示唆というよりは実践批判としてしか受け止めなかったのかもしれない、しかし、近年では変化の兆しを感じられる、日本フォスターケア研究会で海外の研究成果について解説し、池田由子氏の研究を説明したところ、実証的研究の重要性を理解できたとの感想が多かった、論理的にはまず日本の問題を挙げ欧州事情に転じる方がよりわかりやすいのかもしれないが、一方で、これまで池田論文やホスピタリズム研究は話題とするだけで（当該学会の）関係者からさえそっぽをむかれるようなところがあった、本論文の構成には、近年の実証研究の成果や経緯、実践・研究・施策の連動の重要性を伝えた後では、このような問題も客観的にとらえやすくなるのではないかと仮説も含んでおり、あえて日本事情を最後にしたところもある。」さらに服部審査委員は、里親支援の必要性に関する認識の検討も評価したい、当時もし里親支援が存在していたとしても自分たちには「必要ない」とか「使えない」という状況も存在していたのかもしれないという見解も斬新である、里親支援の必要性に気づき、それを主張する研究者や行政関係者が存在していなかったのではないかと、それが本論文を読むと里親等実践者も支援の必要性を理解できるようになり、状況の変化が起こっていることが認識できた、とコメントして質疑をむすばれた。併せて、津崎審査委員が、50年代の日本の状況、60年代の「母性神話」「3歳児神話」については、今後さらなる研究を期待したいと述べた。

次に中島審査委員からは、法律専門家の立場から、様々な調査研究を見ていくなかで研究・実践・施策という3つの歯車の連動の重要性を見出されたことが本論文の最も価値ある点である、欧州では3歯車の連動で成果があったとのことだが、その社会的背景として判っていることは何か、日本での研究・実践・施策の3歯車の連動を改善するにはそうした社会

背景を整理していくことも大切ではないか、と質問がなされた。これに対して、次のような回答がなされた。「重要な指摘である、本論文の題名では欧州とあるが、ルーマニアなど旧社会主義国を多く扱っている、調査対象が英語圏の研究者・実践者に偏り、英語以外による研究・実践は今回研究対象とできなかったため、欧州全体での連動が機能している要因を特定するにはさらなる調査研究が必要であろう、ただし、近年脱施設化が急激に進行しているルーマニアなど旧社会主義国に関しては、EU加盟条件に社会的養護脱施設化が条件づけられることで国家施策として認知された影響が強いのではないかと、国家自体が脱施設化を本気で考えざるを得ない必然性があったのであろう、施策主体や実践主体が調査研究の成果に注目し、予算措置がなされ、システムの上位から改変が動機づけられると、現状を変える継続的な流れが生成されるのではないかと、LUMOSの取り組みからわかるように、脱施設化トレーニングプログラムは国・自治体の施策策定者を主たる対象者としており、日本の社会的養護体制の改革を構想するには、このような展開が重要であり、申請者も取り組み始めており、厚労省関係者も本論文で展開されている実証研究や実践プログラムに強く関心を持っている。」併せて、津崎審査委員から、中島審査委員の質問に若干補足する意味で、ルーマニアなどでは国の上層部が動いて脱施設化が遂行されたが、すでに家庭養護が主流の英国などではこの連動は現在どのようなになっているのか、家庭養護が主流となった後の調査研究や施策展開はどのようなのか、と質問がなされた。これに対しては、歯車の連動開始後はさらに別の要素が関係するのではないかと、英国でいえば、連動をより高水準にするための努力がバランスよく各歯車において取り込まれており、社会的養護で育った子ども・若者の発達のフォローにより医学的見地から貴重な調査研究成果が得られていたり、里親委託の質向上を目指す実践・研究の局面的連動などが試みられているが、Fostering Changeなどもその典型例のひとつであろう、との回答がなされた。

次いでフロアとの質疑応答が次のとおり行われた。吉岡真佐樹教授（京都府立大学大学院公共政策学研究所）から、研究・実践・施策の連動がわが国にないことに興味を持った、日本の現状でもある程度の研究・実践・施策は存在していても大きな動きになっていないようであるが、何がこうした状況を動かすのか、欧州と日本を比べれば、社会としての特徴の違いはあると思うが、何が一番のポイントか、近代化成就の程度とか宗教的・文化的背景の相違とかはどうか、との質問がなされたが、これに対して次のような回答がなされた。「3つの歯車のどれかだけを動かそうとするのではなく、3つ全てを同時に動かそうとするシステムの存在がポイントであり、LUMOSの10ステップモデルでいうと第1段階の **raising awareness** が鍵であろう、LUMOSはハリポッターの作者による世界各地の施設で暮らす子どもに家庭生活保障をというスローガンを実現する取り組みだが、この問題に興味を覚え関わる市民が増えることを目的としており、この次元の活動や運動の存在が鍵となろう、文化的・宗教的・社会的な違いについてであるが、日本の現場関係者の取り組みを見ると単に日本が開発途上ということではなく、欧州とは別方向をたどりつつ社会的養護改善が図られ、ホスピタリズム克服が施設養護水準向上によりある程度は企てられてきたとも言えるが、欧州における家庭養護への転換という方向性はこれまで施策課題とならず、ホスピタリズム研究や池田研究のその後の展開が見られなかったことも要因の一つであろうし、社会福祉法人の施設経営維持問題も何らかの影響を及ぼしているであろう。」さらに吉岡教授は、全ての子どもがどこで生まれ育つかに拘わらずその能力を發揮できることが重要であり、こうした子どもの人権問題の運動や基盤はどこが中心となり、誰が動いて進めていくべきか、難し

い問題だとコメントした。これに対して、「誰が動くべきか」で言えばソーシャルワーカーが鍵であり、ポウルビィでもルーマニアでの取り組みでもソーシャルワーカー養成が脱施設化展開の最重要策として取り組まれて成功している、と回答がなされた。次いで、久保樹里氏（大阪市中心児童相談所主幹：本学研究科修士・日本女子大学大学院博士後期課程）が、現場で働く者としては3つの歯車の連動が重要と思うが、日本でのソーシャルワーカーの養成や働き方が欧州とは違い、日本のソーシャルワーカーには「ソーシャルアクション」は絵空事で、そうした動きを起こせない状況に置かれている、苦しいところだがそこを変えていかなければならないし、日本の調査研究は予算措置が継続研究に不都合であることから、研究成果が断片化しており、研究成果が実務や施策にどう影響するのか不明であるし、調査研究のしにくさと同時に研究成果の施策的・資源的・実務的意味合いが分かりにくいという問題などもあるのでは、と質問した。これに対して、研究・実践のバランスが重要であるが、研究成果をどう現場に返していくのか申請者自身まだ十分には取り組めておらず、まずは調査研究の場を固めているのが現状で、実践者に調査研究の意味合いを認識してもらい、成果を現場に返していき、実務の改変が起るような研究を今後進めていきたい、との回答がなされた。

[審査結果の報告]

審査委員3名による論文審査、およびそれをふまえた2月19日の公開審査における質疑応答を通じて、申請者の一貫した論旨が確認され、論文で明らかにしようとした目的が達成されており、申請者は自立した研究者としての能力と学識を有している、と本審査委員会は判断する。

よって、本委員会は、本論文が博士(福祉社会学)の学位に値すると認めるものである。